# 仕様書

1 業務名

東保健センター庁舎清掃業務

2 履行期間

令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

- 3 対象施設の概要
- (1)所在地札幌市東区北 10 条東 7 丁目 1 20
- (2) 竣工年月日 昭和 62 年 3 月
- (3) 規模 地上3階、地下1階
- (4) 清掃対象延床面積

2357. 91 m<sup>2</sup>

※上記面積は建物内部の面積である。

清掃対象となる建物外部の面積については、別紙1を参照すること。

(5) 職員数

約80名

- (6) 1日当たりの平均来庁者数約300名
- (7) 開庁時間

ア 東保健センター (1・2階) 8:45~17:15

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 年末年始の休日(12月29日~1月3日)(以下「休日等」という。)を除 く。

イ 東健康づくりセンター (3階) 下表のとおり

月曜	火~土曜	日曜・祝日
_	9:30~20:00	9:30~18:00

月曜日及び年末年始(12月29日~1月3日)は休館。

※警備員常駐のため、開庁時間帯以外でも入庁可能

(8) ごみの年間排出量(令和3年度実績)

ア 一般ごみ

 $9.88 \text{ m}^3$ 

イ 資源化ごみ

 $22.32 \text{ m}^3$ 

ウ 瓶・缶・ペットボトル

 $5.25 \text{ m}^3$ 

#### 4 業務仕様

- (1)本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(平成30年版)」(以下「共通仕様書」という。)による。
- (2)本仕様書及び共通仕様書に記載されていない事項は、委託者と協議する。
- (3)各項目に付記した【 】は、共通仕様書における該当項目等を示す。 例:【I 1.2.3】第1編1.2.3に該当する項目。

# 5 業務内容【IV 1.1.4】【IV 2.1.1】~【IV 3.4.5】

- (1) 日常清掃、日常巡回清掃 別紙2に基づき実施する。
- (2) 定期清掃 別紙3に基づき実施する。
- (3) 湯呑茶碗洗浄 別紙4に基づき実施する。
- (4) 臨時清掃及び雑役 別紙2に基づき実施する。
- (5) その他

上記以外の事項であっても、現場の状況に応じて委託者が清掃管理上必要と認め、指示する軽易な作業を行うこと。

# 6 作業実施日時【I 1.3.3】【IV 1.1.3】【IV 1.1.5】

# (1) 日常清掃、日常巡回清掃

ア 東保健センター (1・2階)

休日等を除く毎日、7時00分から20時00分までに行う。なお、止むを得ない理由により作業時間を延長する場合は、委託者の承諾を得ること。

# イ 東健康づくりセンター(3階)

月曜日及び年末年始の休日を除く毎日、7時00分から20時00分までに行う。なお、止むを得ない理由により作業時間を延長する場合は、委託者の承諾を得ること。

### (2) 定期清掃

以下のとおり実施することとし、作業の具体的な実施日時は、委託者と協議して定める。

## ア 共通

来庁者及び職員の執務に影響を及ぼさない作業については3 (7) に 定める開庁時間内に行う。

イ 東保健センター(1・2階)

ア以外の作業については、原則として休日等に行う。

ウ 東健康づくりセンター (3階)

ア以外の作業については、原則として開庁時間外に行う。

#### (3) 湯吞茶碗洗浄

休日等を除く毎日、原則として 17 時 15 分以降に作業を開始し、洗浄後の湯呑茶碗は、翌日 8 時 15 分までに所定の場所に収納する。

#### (4) 臨時清掃及び雑役

休日等を除く毎日、構内整理、臨時の清掃、散水等を必要に応じて行う (8:45~17:15 のうち 1 時間程度を想定)。

# 7 業務責任者の選任【 I 1.3.2】

業務責任者については、業務従事者の中から1名を選任する。

## 8 服装等【I 1.4.3】

- (1)業務従事者は常に清潔な制服を着用する。
- (2)業務従事者は胸部に名札を着けて業務を行う。
- (3)業務従事者は身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合には提示する。

## 9 負担の範囲【I 1.1.3】【IV 1.1.2】

(1)受託者の負担 清掃に必要な資機材、洗剤、ごみ袋等

(2)委託者の負担

衛生消耗品(水石鹸、トイレットペーパー)、湯吞洗浄用洗剤及びふきん

#### 10 安全管理

- (1) 受託者は、業務の実施にあたっては、委託者及び業務従事者、第三者に 対する事故の防止に十分注意するとともに、事故に対する一切の責任を負 う。なお、事故が発生した場合には、直ちに委託者に報告する。
- (2)業務の実施にあたって、備品及び設備等を破損し、又は破損箇所を発見したときは、直ちに委託者に連絡のうえ、適切な処置をとる。

#### 11 苦情処理体制

受託者は、当該業務の履行に係る苦情等に対して、迅速かつ円滑な対応が 行えるよう、指揮命令系統、連絡体制及び対応方法を、委託者と協議のうえ、 業務の履行開始前までに定めておく。

また、苦情の内容やその対応などを記録した苦情処理記録簿 (様式任意) を整備し、必要に応じて委託者に提出する。

#### 12 業務関係図書

# (1) 作業計画書(様式任意)【I 1.2.2】

受託者は、業務の履行開始日の前日までに、日常清掃及び定期清掃についての「作業計画書」を提出し、委託者の承諾を得る。内容の変更が必要になった場合は、速やかに委託者の承諾を得て行う。

ここでいう作業計画書とは、業務従事者と清掃資機材を効果的に配置するために作成するもので、対象となる作業について、いつ、誰が、どの場所を、どのような方法で行うかを示した作業の工程表のことである。

作業計画書には、建築物の用途や建築資材、劣化状況等を考慮したうえで、作業対象(場所、作業概要、作業回数)、作業時間、業務従事者(人数等)を記載する。

なお、計画書の作成にあたっては、他業種との関連を考慮するとともに、 電話、電気等の機器に支障を与えないよう十分注意する。

### (2)作業手順書(様式任意)

受託者は、業務の履行開始日の前日までに、日常清掃及び定期清掃についての「作業手順書」を提出し、委託者の承諾を得る。内容の変更が必要になった場合は、速やかに委託者の承諾を得て行う。

ここでいう作業手順書とは、誰でも統一的な方法により清掃が行われ、 かつ、一定の良好な方法を担保できるよう作成されるもので、対象となる 場所について、どの資機材を使用し、どのような方法で行うのかを示した 業務従事者の作業マニュアルのことである。

作業手順書には、作業項目、作業手順・作業内容、作業回数、使用清掃 資機材の種類及び数量、注意事項、最終点検について記載する。

# (3) 業務報告書【I 1.1.5】 [I 1.2.4] [I 1.4.7] [N 1.1.8]

#### ア 日常清掃作業日誌 (様式1)

受託者は、毎日実施した作業状況について、作業日誌に記載し、東保健センター(1・2階)の翌開庁日の午前中に、委託者に提出する。

#### イ 定期清掃実施報告書(様式任意)

受託者は、定期清掃作業計画書に基づき実施した定期清掃について、作業完了後7日以内に、実施報告書を作成して委託者に提出し、委託者

の検査を受けて合格しなければならない。

この検査が不合格の場合には、再度作業を実施しなければならない。その場合の実施日は、委託者と協議して決定する。

- 13 労働社会保険諸法令遵守状況確認用書面等
  - (1)受託者は、次に掲げる書面を、指定する期日までに提出すること。なお、 各書面の様式及び記載要領は委託者が別に定める。
    - ア業務従事者名簿及び業務従事者配置計画書

業務対象施設に日常的に従事(常駐)する労働者(以下「労働者」という。)の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿」及び「業務従事者配置計画書」を、業務の履行開始日の前日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、「業務従事者名簿」を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

イ 業務従事者健康診断受診等状況報告書

労働者(上記アの「業務従事者名簿」により報告のあった労働者)の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。

なお、複数年契約のものにあっては、履行期間内において、1年毎に 1回当該書類を提出すること。

ウ 業務従事者支給賃金状況報告書

労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日 までに、「業務従事者支給賃金状況報告書」を提出すること。

(2)業務費内訳書、業務従事者賃金支給計画書及び社会保険料事業主負担分 調書

契約金額に対する積算根拠(積算内訳)として、契約締結後直ちに、「業務費内訳書」、「業務従事者賃金支給計画書」及び「社会保険料事業主負担分調書」を記載要領に沿って作成し提出すること。

(3) 上記(1)の書面での確認において疑義が生じた場合にあっては、受託者は、上記(1)の書面のほか、契約約款第 16 条第 2 項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類

を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態に すること。

#### 14 環境への配慮【Ⅳ 1.1.12】

(1)業務に使用する洗剤、床維持材(ワックス)、剥離剤等は、有害な揮発性 有機化合物(VOC)等を含まないもので、適正かつ環境に配慮したものを使 用し、極力節約に努める。また、業務履行開始日の前日までに「使用材料 計画書」(様式任意)に成分分析表を添付して提出し、委託者の承諾を受け てから使用することとし、使用する洗剤等を変更する場合も同様とする。 委託者がその性能上やむを得ないと判断した VOC 等の含有材料であって も、極力放散の少ないものを使用し、有効な換気対策を行い使用する。

なお、承諾を受けて使用中の洗剤等であっても、委託者が使用中止ある いは変更の必要があると判断した場合は、その指示に従う。

- (2)本市の環境マネジメントシステムに準じ、下記のとおり環境負荷低減に 努める。
  - ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努める。
  - イ ごみ減量及びリサイクルに努める。
  - ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らす よう努める。
  - エ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力 ガイドライン指定品を使用する。

#### 15 業務の引継ぎ

- (1)受託者は、委託者の指示があった場合には、履行開始に先立ち、従前の 受託者から実地による実務的な引継ぎを受ける。
- (2) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行終了に先立ち、受託者 が業務を行った際に作成した業務に必要な手順・方法等を記載した資料を 委託者に提出する。
- (3)受託者は、委託者の指示があった場合には、履行終了に先立ち、上記(2) の資料等によるほか、新規の受託者に対し実地による実務的な引継ぎを行

う。

- (4)業務引継ぎの詳細・実施期間等については、委託者と協議して定める。
- (5) 引継ぎに係る費用は受託者の負担とする。

## 16 一般的注意事項

- (1)事務室等で特殊な業務を行っている箇所については、必ず委託者の立会 い又は指示を受けて作業を実施する。
- (2) 作業終了に際しては、椅子、屑入れ等を所定の場所に戻す。
- (3)盗難、火災の発生に注意し、作業終了の際は、施錠及び火気処理を確認するとともに、不用灯を消灯する。
- (4) 拾得物は、直ちに委託者に届け出る。
- (5)対象施設の館内規則を遵守する。
- (6) 受託者は、業務上知り得た秘密について、契約期間中のみならず契約期間満了後にあっても他人に漏らしてはならない。また、業務従事者についても同様とする。

## 17 利用可能な居室等【 I 2.1.1】

- (1) 対象居室等
  - ア 清掃員控室(別図のとおり。) 付帯設備、什器、ロッカーを含む。
  - イ 清掃用具庫
- (2) 利用にあたっての注意点
  - ア業務に関係のない者をみだりに入室させない。
  - イ 常に整理整頓を行い、清潔を保つ。
- 18 発注担当

札幌市東区北 10 条東 7 丁目 1-20 東保健センター 2 階札幌市東区保健福祉部健康・子ども課保健予防係 011-711-3211

# 区分面積集計表 (東保健センター)

(単位: m²) 【建物外部】

						床		床以		
区	区分		当該居室等	面積	日常	清掃	定期清掃	日常清掃	定期清掃	日常巡回
					1回/日	1回/2日	足朔何沛	1回/目	足朔相沛	
玄関周り			玄関周り (外部)	51.32	51. 32		51. 32			
構内通路 広場	、屋上		構內外周	954. 84		954.84	954. 84			
			屋上・ベランダ等	76.01			76. 01			
合詞	H			1, 082. 17	51.32	954.84	1, 082. 17			

【建版内部 1~2F】

						<del></del> 床		床し	<b>以外</b>	
区	分	階	当該居室等	面積	日常	清掃		日常清掃		日常巡回
					1回/日	1回/2日	定期清掃	1回/日	定期清掃	
玄関ホー	ール	1F	風除室 A	12.74	12. 74		12. 74	12. 74	12.74	12. 74
		"	風除室 B	2.79	2. 79		2. 79	2. 79	2. 79	2. 79
			(小計)	15. 53	15. 53		15. 53	15. 53	15. 53	15. 53
事務室、	会議室	1F	受付・予診室	61.60	61.60		61.60	61. 60	61. 60	
		"	計測室	40.06	40.06		40.06	40.06	40.06	
		"	診察室	48. 45	48. 45		48. 45	48. 45	48. 45	
		"	相談室	39. 17	39. 17		39. 17	39. 17	39. 17	
		"	守衛室 ※繊維床	18. 73	18. 73		18. 73	18. 73	18. 73	
		"	栄養相談室	24. 62	24. 62		24. 62	24. 62	24. 62	
		IJ	子育て支援係事務室	52.00		52. 00	52. 00	52. 00	52.00	
		IJ	みどりの部屋	25. 30		25. 30	25. 30	25. 30	25. 30	
		IJ	授乳コーナー I	2.44		2.44	2. 44	2. 44	2.44	
		"	授乳コーナーⅡ	2.44		2.44	2. 44	2. 44	2. 44	
		,,	みどりの部屋入口部	3.38	3. 38		3. 38	3. 38	3.38	
		"	暗室	10.62		10.62	10.62	10.62	10.62	
		IJ	操作室	26. 19		26. 19	26. 19	26. 19	26. 19	
		"	子育て支援係研修室	20.85		20. 85	20.85	20. 85	20.85	
		,,	物品庫	23. 34		23. 34	23. 34	23. 34	23. 34	
		IJ	歯科相談室	19. 68	19. 68		19. 68	19. 68	19. 68	
		,,	歯科処置室	25. 08	25. 08		25. 08	25. 08	25. 08	
		,,	母性相談室	23. 93	23. 93		23. 93	23. 93	23. 93	
		2F	事務室	283. 67		283. 67	283. 67	283. 67	283. 67	
		,,	会議室 ※繊維床	36. 81		36. 81	36. 81	36. 81	36. 81	
		,,	ミーティングルーム ※ 繊維床	28. 91		28. 91	28. 91	28. 91	28. 91	
		,,	交流室	13. 19		13. 19	13. 19	13. 19	13. 19	
		,,	男子更衣室	13. 72		13. 72	13. 72	13. 72	13. 72	
		,,	女子休憩室 ※繊維床	14. 05	14. 05		14. 05	14. 05	14. 05	
		,,	女子更衣室	20. 92		20. 92	20. 92	20. 92	20. 92	
		,,	栄養実習室	50. 32	50. 32		50. 32	50. 32	50. 32	
		,,	男子休憩室 ※繊維床	12. 98	12. 98		12. 98	12. 98	12. 98	
		,,	講堂	116.00		116. 00	116.00	116.00	116.00	
		,,	相談準備室	15.82		15. 82	15. 82	15. 82	15. 82	
		,,	精神発達プレールーム ※繊	20. 26	20. 26		20. 26	20. 26	20. 26	
		,,	維床 精神保健相談室 ※繊維	13. 04	13.04		13. 04	13. 04	13. 04	
		,,	準備室	11. 59		11. 59	11. 59	11. 59	11. 59	
			(小計)	1, 119. 16	415. 35	703. 81		1, 119. 16	1, 119. 16	

廊下・エレベー ターホール	1F	ホール A	179. 96	179.96		179. 96	179.96	179. 96	179.96
, ,,	"	ホール B	91. 20	91. 20		91. 20	91. 20	91. 20	91. 20
	"	廊下 B	13. 34	13. 34		13. 34	13. 34	13. 34	13. 34
	2F	廊下	95. 05	95. 05		95. 05	95. 05	95. 05	95. 05
	"	ホール	17. 73	17. 73		17. 73	17. 73	17. 73	17. 73
		(小計)	397. 28	397. 28		397. 28	397. 28	397. 28	397. 28
便所・洗面所	1F	男子便所(小2,大2)	13.80	13. 80		13. 80	13. 80	13. 80	13. 80
	"	女子便所(小1,大3)	18.00	18. 00		18. 00	18. 00	18. 00	18. 00
	"	障害者便所(大1)	4. 78	4. 78		4. 78	4. 78	4. 78	4. 78
	2F	男子便所(小2,大2)	13.80	13. 80		13. 80	13. 80	13. 80	13. 80
	"	女子便所(小1,大3)	13.80	13. 80		13. 80	13. 80	13. 80	13. 80
		(小計)	64. 18	64. 18		64. 18	64. 18	64. 18	64. 18
湯沸室	1F	給湯室	4. 33	4. 33		4. 33	4. 33	4. 33	
	2F	II	8.00	8.00		8.00	8.00	8.00	
		(小計)	12. 33	12. 33		12. 33	12. 33	12. 33	
エレベーター		エレベーター	1 台	1 台			1 台		
階段	В1	階段	11.63	11.63		11.63	11.63	11.63	
	1F	階段室	30.88	30.88		30. 88	30. 88	30.88	
	2F	II	41. 29	41. 29		41. 29	41. 29	41. 29	
		(小計)	83.80	83. 80		83. 80	83. 80	83. 80	
合計			1, 692. 28	988. 47	703.81	1, 692. 28	1, 692. 28	1, 692. 28	476. 99

【建物内部 3F】 (単位: m)

					床		床以外		
区 分	階	当該居室等	面積	日常	清掃	定期清掃	日常清掃	定期清掃	日常巡回
				1回/目	1回/2日	足朔何沛	1回/日	足朔何沛	
事務室、会議	室 3F	運動フロア	366. 41	366. 41		366. 41	366. 41	366. 41	
	"	スタッフルーム	12. 47		12. 47	12. 47	12. 47	12. 47	
	"	ストレッチルーム ※繊 維床	36. 53	36. 53		36. 53	36. 53	36. 53	
	"	事務室	31.74		31. 74	31. 74	31. 74	31. 74	
	"	男子ロッカー室	13. 91	13. 91		13. 91	13. 91	13. 91	
	"	女子ロッカー室	24.81	24. 81		24. 81	24. 81	24. 81	
		(小計)	485. 87	441.66	44. 21	485. 87	485. 87	485. 87	
廊下・エレベ・ ターホール	- 3F	廊下・ホール・展示コー ナー	125. 94	125. 94		125. 94	125. 94	125. 94	125. 94
便所・洗面所	3F	男子便所(小2, 大2)	13.80	13.80		13.80	13. 80	13.80	13.80
	"	女子便所(大2)	12.00	12.00		12.00	12.00	12.00	12.00
		(小計)	25. 80	25. 80		25. 80	25. 80	25. 80	25. 80
湯沸室	3F	給湯室	3. 42	3. 42		3. 42	3. 42	3. 42	
階段	3F	階段室	19. 15	19. 15		19. 15	19. 15	19. 15	
浴室・シャワー ルーム・脱衣	1 3 H	男女脱衣室・シャワーユニット	5. 45	5. 45			5. 45		
合計			665. 63	621.42	44. 21	660. 18	665.63	660. 18	151.74

区 分	項目	作業内容	対象規模	作業回数
Lee				(回/日)
玄関ホール	弾性・硬質床	除塵及び部分水拭き フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、	15. 53	$n^2$ 1.0
ll II	床以外	ける。 け器備品除塵、ごみ収集及び金属部分除 塵	15. 53 · i	$n^2$ 1.0
JJ	日常巡回清掃	ごみ収集、フロアマット除塵	15. 53	n² 1.0
事務室、会議室	弾性床	除塵及び部分水拭き	336. 29	$n^2$ 1.0
JJ	繊維床	除塵	79.06	n² 1.0
II .	弾性床	除塵及び部分水拭き	638.09	n² 0.5
JJ	繊維床	除塵	65.72	$n^2 = 0.5$
JJ	床以外	ごみ収集	1, 119. 16	n² 1.0
廊下・エレベーターホール	弾性・硬質床	除塵及び部分水拭き	397. 28	n² 1.0
"	床以外	ごみ収集	397. 28	n² 1.0
"	日常巡回清掃	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	397. 28	$n^2$ 1.0
便所•洗面所	弾性・硬質床	除塵及び全面水拭き	64. 18	n² 1.0
II .	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭 き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器 具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集 (小便器6、大便器11)	64. 18	n² 1.0
,,	日常巡回清掃	床部分水拭き、ごみ・汚物収集、洗面 台・鏡拭き、陶器洗浄、消耗品補充	64. 18	
湯沸室	弾性床	除塵及び全面水拭き	12. 33	n² 1.0
"	床以外	流し台洗浄及び厨芥収集	12. 33	n² 1.0
エレベーター	弾性床	除塵及び部分水拭き	1 .	台 1.0
II .	床以外	壁・扉・操作盤部分拭き及び扉溝除塵	1 .	台 1.0
階段	弾性・硬質床	除塵及び部分水拭き	83.80	n² 1.0
II .	床以外	手摺拭き	83.80	n² 1.0
建物内部全体		中継所から集積所までのごみ運搬・分 別・梱包	1, 692. 28	n² 1.0
玄関周り(外部)		除塵、水拭き	51. 32	n² 1.0
構内外周	玄関周り以外	拾い掃き	954.84	n² 0.5

※別紙2、3の「対象規模」欄に記載している面積は、原則として「床面積」である。ただし、「窓ガラス」の洗浄については窓ガラスの「片面の面積」を記載している。 ※別紙2中、「作業回数(回/日)」欄に「0.5」とある作業は2日に1回の周期で行うものとする。

# 日常清掃作業内容(東健康づくりセンター) 3F

区分	項目	作業内容	対象規模	作業回数
	<b>人</b>	15 未 円 台	刈 豕 炕 快	(回/日)
事務室、会議室	弾性床	除塵及び部分水拭き	405. 13 m <sup>2</sup>	1.0
JJ	繊維床	除塵	36. 53 m <sup>2</sup>	1.0
JJ	弾性床	除塵及び部分水拭き	44. 21 m <sup>2</sup>	0.5
JJ	床以外	ごみ収集	485.87 m <sup>2</sup>	1.0
廊下・エレベーターホール	弾性・硬質床	除塵及び部分水拭き	125. 94 m <sup>2</sup>	1.0
JJ	床以外	ごみ収集	125. 94 m <sup>2</sup>	1.0
JJ	日常巡回清掃	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	125. 94 m <sup>2</sup>	1.0
便所・洗面所	弾性・硬質床	除塵及び全面水拭き	25. 80 m <sup>2</sup>	1.0
IJ	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭 き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器 具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集 (小便器2、大便器4)	25. 80 m²	1.0
JJ	日常巡回清掃	床部分水拭き、ごみ・汚物収集、洗面 台・鏡拭き、陶器洗浄、消耗品補充	25.80 m <sup>2</sup>	1.0
湯沸室	弾性床	除塵及び全面水拭き	3. $42   m^2$	1.0
II .	床以外	流し台洗浄及び厨芥収集	3. $42   m^2$	1.0
階段	弾性・硬質床	除塵及び部分水拭き	19. 15 m²	1.0
ıı	床以外	手摺拭き	19. 15 m <sup>2</sup>	1.0
浴室・シャワールー ム・脱衣室	硬質・弾性床	洗浄、除塵及び拭き	5. 45 m²	1.0
JJ	床以外	ごみ収集、洗面台・鏡・水栓・シャワー金 具・扉等拭き、マット乾燥、排水口ごみ収集		
建物内部全体		中継所から集積所までのごみ運搬・分 別・梱包	665. 63 m²	1.0

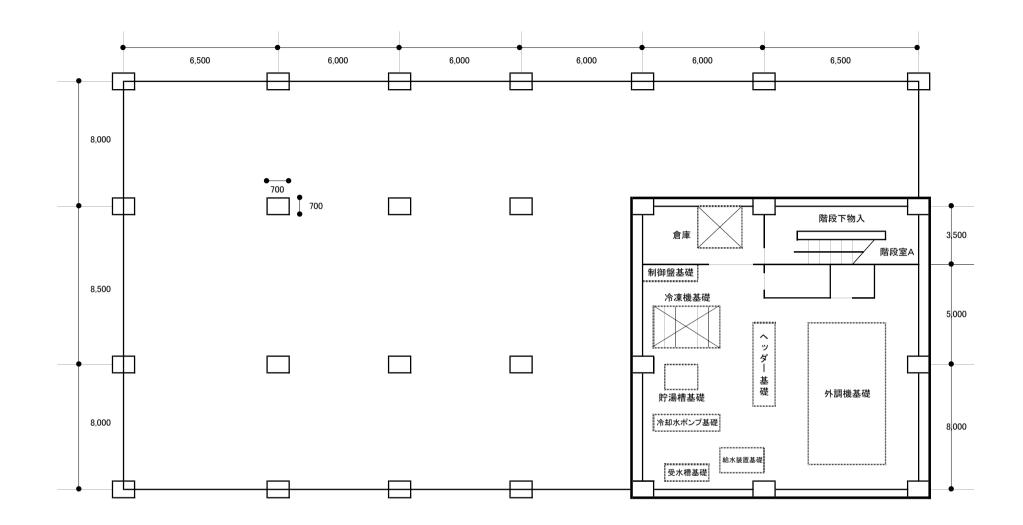
# 日常清掃作業内容(清掃面積全体)

区 分	項目	作 業 内 容	対象規模	作業回数
清掃面積全体	臨時清掃・雑役	上記日常清掃作業以外の臨時清掃、及び雑役(散水、簡易除雪、構内整理等)。 ※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日8:45~17:15のうち1時間程度)	3, 364. 07 m <sup>2</sup>	随時

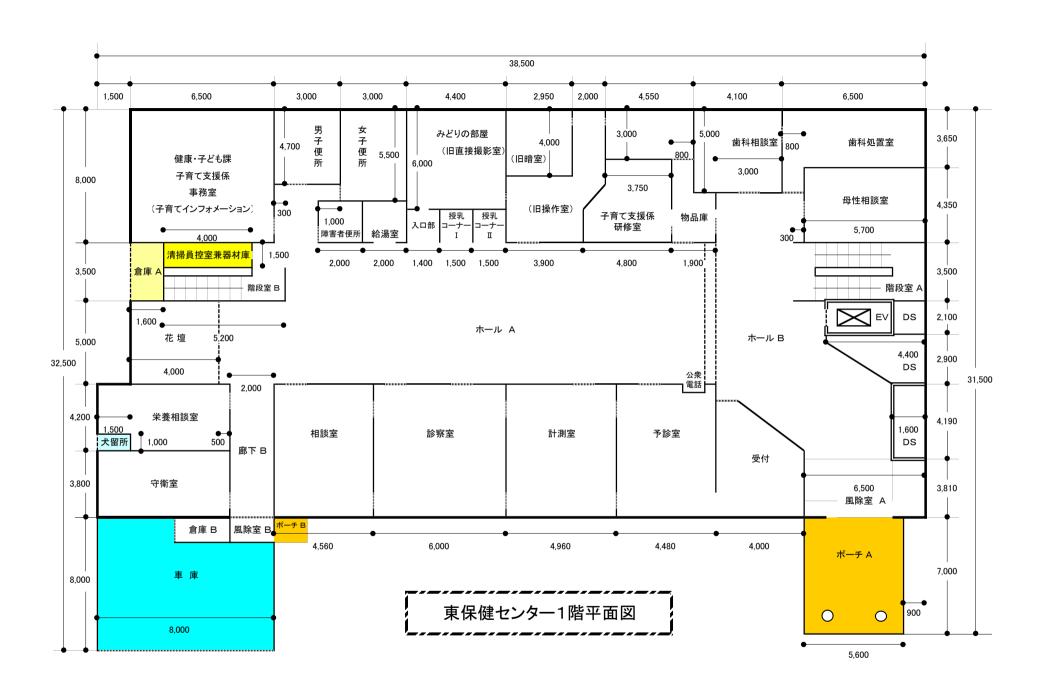
区分	項目	作業内容	対象規模	į	作業回数
玄関ホール	弾性・硬質床	表面洗浄又は一般洗浄	15. 53	m²	2
IJ	弾性・硬質床	剥離洗浄(樹脂ワックス(2層以上)を塗 布する)	15. 53	m²	1
II .	床以外	天井・壁塵払い、壁面清掃等	15. 53	m²	2
事務室、会議室	弾性床	表面洗浄	1, 423. 72	m²	2
IJ	弾性・硬質床	剥離洗浄(樹脂ワックス(2層以上)を塗 布する)	1, 423. 72	m²	1
JJ	繊維床	洗浄(全面クリーニング)	181. 31	m²	1
JJ	床以外	天井・壁塵払い、壁面清掃等	1, 605. 03	m²	2
廊下・エレベーターホール	弾性・硬質床	表面洗浄又は一般洗浄	523. 22	$m^2$	2
IJ	弾性・硬質床	剥離洗浄(樹脂ワックス(2層以上)を塗 布する)	523. 22	m²	1
IJ	床以外	天井・壁塵払い、壁面清掃等	523. 22	m²	2
便所・洗面所	弾性・硬質床	表面洗浄又は一般洗浄	89. 98	$m^{2}$	2
II	弾性・硬質床	剥離洗浄(樹脂ワックス(2層以上)を塗 布する)	89. 98	m²	1
JJ	床以外	天井・壁塵払い、壁面清掃等	89. 98	$m^{2}$	2
湯沸室	弾性床	表面洗浄	15. 75	$m^2$	2
<i>II</i>	弾性・硬質床	剥離洗浄(樹脂ワックス(2層以上)を塗 布する)	15. 75	m²	1
IJ	床以外	天井・壁塵払い、壁面清掃等	15. 75	m²	2
階段	弾性・硬質床	表面洗浄又は一般洗浄	102. 95	$m^2$	2
IJ	弾性・硬質床	剥離洗浄(樹脂ワックス(2層以上)を塗 布する)	102. 95	m²	1
IJ	床以外	天井・壁塵払い、壁面清掃等	102. 95	m²	2
料理実習室	レンジフード	洗浄	3	台	1
窓ガラス	仮設足場不要	洗浄 (両面)	369. 90	$m^2$	1
照明器具	蛍光灯、カバー無	管球・反射板拭き	511	個	1
JJ	蛍光灯, カバー有	管球・反射板・カバー拭き	107	個	1
JJ	ダウンライト	管球・反射板拭き	56	個	1
吹出・吸込口類	500×500程度	拭き	197	個	1
玄関周り(外部)		洗浄	51. 32	m²	2
構内外周 ※日常清掃の玄関周 り除塵・水拭きと同 程度とみなす。	玄関周り以外	側溝清掃、拾い掃き	954. 84	m²	2
屋上・ベランダ等 ※日常清掃の玄関周 り除塵・水拭きと同 程度とみなす。		ルーフドレン周りの洗浄、拾い掃き	76. 01	m²	2

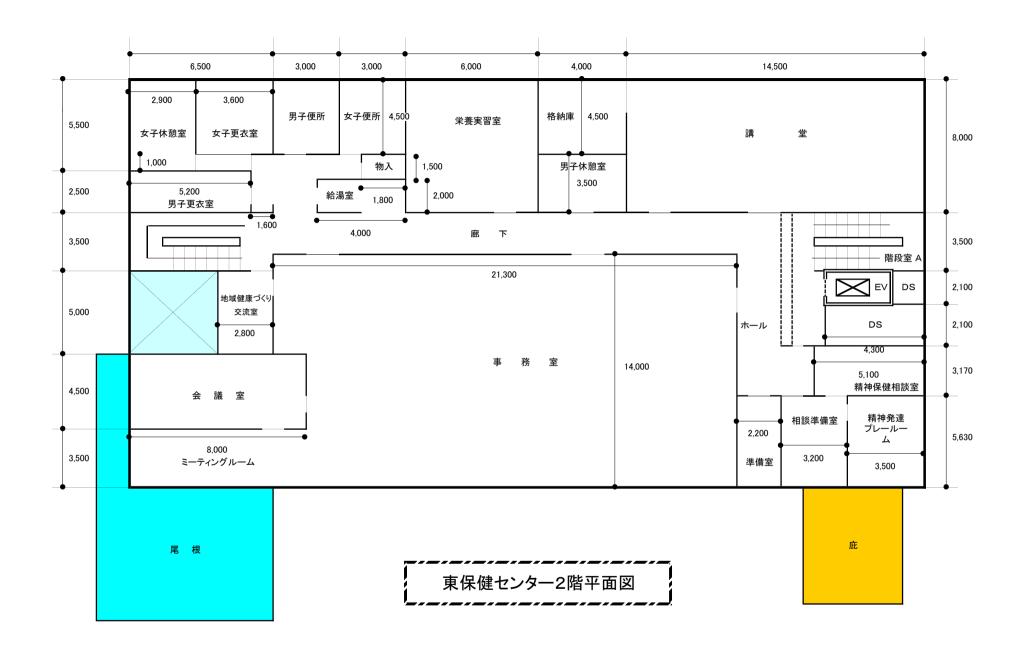
<sup>※</sup>年2回行う定期清掃は、半年に1回の周期で行うものとする。

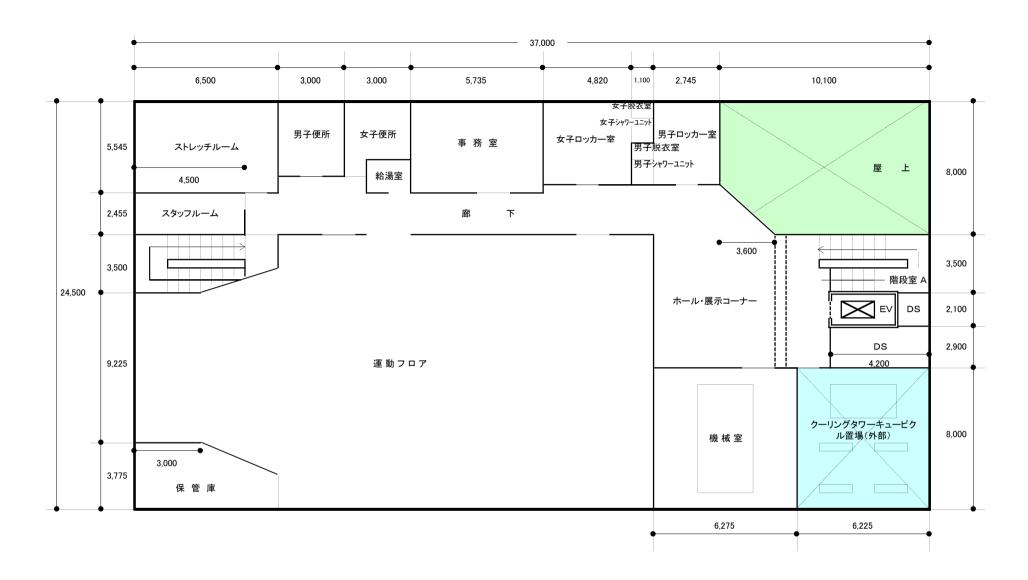
	作	業	内	容		対象規模	冲	回/日
茶碗洗浄作業に 生状態を保つよ			[に従って業務	5を実施し、常	常に良好な衛	40	個	1.0
(1)作業従事者にない。	は、所定の問	制服を着用し、	作業開始前	に手を消毒し	なければなら			
(2)各事務室等(	の使用済みる	茶碗を、適正液	先剤で水洗い	し、熱湯で消	毒する。			
(3)毎日、清潔網 ら入れ、ポット					し、盆、茶が			
(4) 洗浄終了後(	の茶碗等は、	午前8時1	5分までに所知	定の場所に収	納する。			
(5)使用済みのる	中巾は、適時	寺更新する。						
(6) その他、当記	亥業務を実力	をするため、 。	必要とする業績	务。				



東保健センター地階平面図







東健康づくりセンター3階平面図

供	課長	係長	係
覧			

令和 年 月 日(曜日)

# 東保健センター庁舎清掃日誌

<u>責任者</u>

			共	用部	3 分				専	用部分	•	
	ポーチ ル	廊下	階段	エレベーター	便所	給湯室	外周	フロアなど栄養実習室・相談室・運動予診室・計測室・診察室・	談準備室・ロッカー室など事務室・講堂・交流室・相	発達プレールーム 、精神保健相談室・精神会議室・ミーティングルー	守衛室・男子女子休憩室畳使用箇所	シャワー室
掃き・拭き清掃												
掃き清掃												
拭き清掃												
紙屑等処理												
マット清掃												
塵払い												
衛星器具清掃												
洗面台等清掃												
茶殼等処理												
流し台清掃												
畳雑巾かけ												
茶碗洗浄												
日常巡回清掃												
シャワーユニット清掃・排水口処理												
備考												